

議案第150号

和解することについて

事件の概要

被控訴人は、①「やさいde神戸」なる商号で営利事業等に従事していたこと、②地方公務員法第38条第1項に違反する態様で、株式会社東部装建の事実上の経営者として営利を目的とする私企業を営んでいたこと、③未婚女性との交際に関して、地方公務員法第33条に反する信用失墜行為があったこと、④宝塚市消防職員の服務等に関する規程第9条及び第14条に違反して、虚偽の旅行届を提出したこと、という4点を理由として、平成25年12月26日付けで宝塚市消防長(以下「処分行政庁」という。)が懲戒免職処分(以下「本件処分」という。)を行ったことを不服として、宝塚市公平委員会に対して不利益処分の不服申立てを行ったものの、平成27年5月27日付けで被控訴人の請求を棄却する旨の裁決が行われた。

そのため、被控訴人は、本件処分は著しく相当性を欠き、裁量権の範囲を逸脱・濫用したものであるから違法であるとして、宝塚市を被告として本件処分の取消しを求めて神戸地方裁判所に対して訴訟を提起し、平成29年4月26日に、処分行政庁が行った本件処分を取り消し、訴訟費用は控訴人の負担とする旨の原審判決が言い渡された。

大阪高等裁判所における控訴審において、裁判所から和解勧告があったことを受け、今回の和解に至ったものである。